

(別紙7)

○東松山市放課後児童クラブ条例施行規則

平成13年9月28日

規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松山市放課後児童クラブ条例（平成13年東松山市条例第34号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 条例第2条第2項の規定による定員は、次のとおりとする。

- (1) 東松山市立きらめきクラブまつに 80人
- (2) 東松山市立きらめきクラブからこ 70人
- (3) 東松山市立きらめきクラブいちのかわ 80人
- (4) 東松山市立きらめきクラブたかさか 130人
- (5) 東松山市立きらめきクラブしんめい 80人
- (6) 東松山市立きらめきクラブのもと 28人
- (7) 東松山市立きらめきクラブさくらやま 25人

(入所の申請)

第3条 児童を東松山市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に入所させようとする保護者は、児童クラブ入所申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(入所の決定等)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を児童クラブ入所許可決定通知書（様式第2号）又は児童クラブ入所保留通知書（様式第2号の2）により当該申請者に通知するものとする。

(退所)

第5条 児童を児童クラブから退所させようとする保護者は、児童クラブ退所届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(解除通知)

第6条 市長は、条例第7条の規定により保育の解除をしたときは、児童クラブ保育実施解除通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

2 保護者は、前項の児童クラブ保育実施解除通知書による通知を受けたときは、速やかに児童を退所させるものとする。

（入所の期間）

第7条 入所の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（保育料の納入）

第8条 市長は、納期限の10日前までに保護者に児童クラブ保育料納入通知書（様式第5号）を送付するものとする。

2 保護者は、保育料を毎月末日（末日が東松山市の休日を定める条例（平成2年東松山市条例第4号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この項において「市の休日」という。）に当たるときは、その直後の市の休日でない日）までに納入しなければならない。ただし、12月に係る保育料は、12月25日（12月25日が市の休日に当たるときは、その直後の市の休日でない日）までに納入しなければならない。

3 保育料の納入があったときは、領収証書を交付するものとする。

（保育料の減免）

第9条 市長は、条例第11条の規定により、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるとおり保育料を減額又は免除することができる。

- (1) 入所児童の保護者が生活保護を受けている者であるとき 免除
- (2) 入所児童の保護者が前年度分市町村民税が非課税である者のとき 減額
- (3) 前2号に掲げる場合を除くほか、市長が特に必要があると認めたとき 減額又は免除

2 前項の規定により減額する保育料の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 前項第2号に該当するとき 条例第10条に規定する保育料の2分の1の金額

- (2) 前項第3号に該当するとき 事情を勘案して市長が必要と認める金額
(減免の手続)

第10条 前条の規定による保育料の減免を受けようとする保護者は、児童クラブ保育料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を児童クラブ保育料減免決定通知書（様式第7号）又は児童クラブ保育料減免申請却下通知書（様式第8号）により当該保護者に通知するものとする。

（帳簿）

第11条 児童クラブに次の帳簿を備える。

- (1) 児童票
- (2) 出席簿
- (3) 事務日誌
- (4) その他市長が必要と認める帳簿

（指定管理者の指定の申請）

第12条 条例第13条第1項の規定による申請は、市長が指定する期限までに指定管理者指定申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 事業年度の事業報告書、収支計算書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (3) 事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 条例第12条各号に掲げる業務の実施に関する計画を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定等）

第13条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定した法人又はその他の団体（以下「指定団体」という。）に対し、公の施設の指定管理者指定等通知書（様式第10号）によりその旨を通知するとともに、次の各号に掲

げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 指定の期間

2 市長及び指定団体は、児童クラブの管理に関する協定を締結しなければならない。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、条例第15条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めての管理業務の全部若しくは一部の停止（以下この条において「指定の取消し等」という。）を命じた場合は、公の施設の指定管理者指定取消し等通知書（様式第11号）によりその旨を通知するとともに、次に掲げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 指定の取消し等を命じた日
- (2) 指定の取消し等を命じられた指定団体が管理を行っていた公の施設の名称
- (3) 指定の取消し等を命じられた指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、その期間と当該業務の範囲

(事業報告書)

第15条 指定団体は、毎年度終了後、児童クラブの管理業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、児童クラブの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年10月15日から施行する。
- 2 平成13年度の入所期間については、第7条の規定中「4月1日」とある

のは「10月15日」と読み替えるものとする。

附 則（平成15年3月25日規則第26号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第16号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月18日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月26日規則第85号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、第1条及び第4条から第11条に規定する改正前の規則の様式の規定に基づき作成されている様式については、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これに必要な事項を補正して使用することができる。

附 則（平成19年3月20日規則第32号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日規則第64号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第11条の次に次の5条を加える改正規定中第12条及び第13条を加える部分並びに様式第8号の次に次の3様式を加える改正規定中様式第9号及び様式第10号を加える部分は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成20年4月1日前においては、この規則による改正後の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則第12条に基づく指定の申請及び同規則第13条に基づく指定等は、これらの規定中引用される条例の規定にかかわらず、東松山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（平成19年東松山市条例第22号）附則第3項の規定に基づき行うものとする。

附 則（平成19年9月28日規則第80号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第128号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の東松山市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の東松山市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の東松山市職員駐車場使用規則、第6条の規定による改正前の東松山市税に関する文書の様式を定める規則、第7条の規定による改正前の東松山市分担金徴収条例施行規則、第8条の規定による改正前の東松山市市民福祉センタ一条例施行規則、第9条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、第10条の規定による改正前の東松山市生活保護法施行細則、第11条の規定による改正前の東松山市こども医療費支給に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の東松山市保育園設置及び管理条例施行規則、第13条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則、第14条の規定による改正前の東松山市家庭的保育事業等設置認可等規則、第15条の規定による改正前の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則、第16条の規定による改正前の東松山市児童手当事務処理規則、第17条の規定による改正

前の東松山市子ども手当事務処理規則、第18条の規定による改正前の東松山市平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当事務処理規則、第19条の規定による改正前の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則、第20条の規定による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則、第22条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則、第23条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第24条の規定による改正前の東松山市基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則、第25条の規定による改正前の東松山市身体障害者福祉法施行細則、第26条の規定による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則、第27条の規定による改正前の東松山市障害者就労支援センター条例施行規則、第28条の規定による改正前の東松山市難病患者見舞金支給条例施行規則、第29条の規定による改正前の東松山市ホームヘルプサービス等手数料条例施行規則、第30条の規定による改正前の東松山市老人福祉法施行細則、第31条の規定による改正前の東松山市後期高齢者医療に関する条例施行規則、第32条の規定による改正前の東松山市国民健康保険に関する規則、第33条の規定による改正前の東松山市国民健康保険税条例施行規則、第34条の規定による改正前の東松山市介護保険条例施行規則、第35条の規定による改正前の東松山市母子保健法施行細則、第36条の規定による改正前の東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第37条の規定による改正前の東松山市空き地の環境保全に関する条例施行規則、第38条の規定による改正前の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例施行規則、第39条の規定による改正前の東松山のまちをみんなで美しくする条例施行規則、第40条の規定による改正前の東松山市化石と自然の体験館条例施行規則、第41条の規定による改正前の東松山市法定外公共物管理条例

施行規則、第42条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務規則、第43条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務規則、第44条の規定による改正前の東松山市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則、第45条の規定による改正前の東松山市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則、第46条の規定による改正前の東松山市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則、第47条の規定による改正前の東松山市ステーションビル管理規則、第48条の規定による改正前の東松山市箭弓町広場イベントスペース使用規則、第49条の規定による改正前の東松山都市計画東松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第50条の規定による改正前の東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則、第51条の規定による改正前の東松山市知的障害者福祉法施行細則、第52条の規定による改正前の東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則及び第53条の規定による改正前の東松山市障害児通所給付費等の支給等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年3月23日規則第14号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条、第10条及び様式第6号から第8号までの改正規定並びに次項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の第9条、第10条及び様式第6号から第8号までの規定は、平成30年1月以後の月分の保育料について適用し、平成29年12月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月26日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年11月16日規則第45号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月28日規則第19号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月24日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年11月19日規則第46号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月21日規則第85号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日規則第9号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第13号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月12日規則第33号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定により作成された文書、様式等については、この規則による改正後の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則の相当規定により作成されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、旧規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年8月6日規則第32号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定により作成された文書、様式等については、この規則による改正後の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則の相当規定により作成されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、旧規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

児童クラブ入所申請書

※第 号

年 月 日

東松山市長 宛て

保護者氏名

次のとおり、児童クラブの入所を申請します。

入所児童	(ふりがな) 氏名		生年月日	性別	備考	
			年 月 日		令和 年 月 日現在 第 学年	
保護者 住所・連絡先	〒					
	父携帯電話		母携帯電話		自宅電話 番号	
	入所を希望する 児童クラブ名				現在左記のクラブに 入所中の場合は <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保育の実施を 希望する期間	年 月 日から			<input type="checkbox"/> 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 年度末まで	
	続柄	必要とする理由				
	父	<input type="checkbox"/> 労働	<input type="checkbox"/> 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 介護等	<input type="checkbox"/> 求職活動	()
母	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> 職業訓練	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> その他()		
□ 労働	<input type="checkbox"/> 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 介護等	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 妊娠出産	()	
□ 就学	<input type="checkbox"/> 職業訓練	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> その他()			

○本人を除く世帯の状況(世帯分離をしている同居者含む)

児童の世帯員	(ふりがな) 氏名	入所児童 との続柄	生年月日	職業・学校等・保育園名 等	備考
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

同意書 兼 誓約書

- 申請児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲において使用することに同意します。
 - 家庭状況及び就労状況の確認のため、児童クラブ入所申請書や就労証明書等を入所予定の放課後児童クラブに共有すること。
 - 小学校と円滑な連携が図れるよう、保育課及び入所予定の放課後児童クラブと通学する小学校との間で情報を共有すること。
 - 緊急時において、病院その他関係機関に対して必要な情報提供を行うこと。
- 保育料減免対象の確認のために必要な私の市町村民税額の情報について市が閲覧することに同意します。
- 入所中は、施設の規定を守り、保育料は責任を持って期日までに納付することを誓います。

【同意者欄】

保護者署名(父) _____ 保護者署名(母) _____

※同意者欄は「自署による署名」又は「記名による氏名の記載及び押印」のいずれかをお願いします。

様式第2号(第4条関係)

第
年
月
日

様

東松山市長

印

児童クラブ入所許可決定通知書

申請のあった児童クラブへの入所について、次のとおり承諾いたします。

児童の氏名	
生年月日	
入所する児童クラブ名	
クラブの所在地	
入所期間	
保育料（月額）	円
注意事項	
1 保育料は、毎月末日(12月に係る保育料にあっては、12月25日)までに納入してください。 2 児童クラブ入所申請書の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出してください。 3 児童クラブへの入所が承諾されている期間内であっても、入所の対象児童ではなくなったときは、退所していただきます。	

様式第2号の2(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

東松山市長

印

児童クラブ入所保留通知書

申請のあった児童クラブへの入所については、次の理由により保留となりましたので通知いたします。

児童氏名		
生年月日		
入所を希望する 児童クラブ名		
理由		
注意事項 入所を希望する児童クラブへの入所については、引き続き翌月以降に審査を行い、入所が承諾された場合は、改めてその旨を通知します。		

- この取扱いに不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に東松山市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の通知を受けた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを、東松山市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。

様式第3号(第5条関係)

児童クラブ退所届

年 月 日

東松山市長

宛て

住 所

保護者

氏 名

児童クラブを次のとおり退所したいので、届けます。

児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
児童クラブ名及び 児童の小学校名	東松山市立 小学校 第 学年
退所希望年月日	年 月 日
退所の理由	

様式第4号(第6条関係)

児童クラブ保育実施解除通知書

第 号

年 月 日

様

東松山市長 印

次の児童につきましては、児童クラブの保育の実施を解除することに決定しましたので通知いたします。

児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
児童クラブ名及び 児童の小学校名	東松山市立 小学校 第 学年
解除年月日	年 月 日
解除の理由	
備考	1 この取扱いに不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に東松山市長に対して審査請求することができます。 2 この決定の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを、東松山市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。

様式第5号(第8条関係)

年度 月
東松山市 児童クラブ保育料 納入通知書

様

下記のとおり納入してください。

年 月 日

東松山市長

印

児童氏名	年 度	月 分
児童クラブ名	通知書番号	納付金額
納期限		円

東松山市役所
電話 0493-23-2221 (代)

公 年度 月 東松山市 児童クラブ保育料 納付済通知書		公 年度 月 児童クラブ保育料 納付書(原符)		公 年度 月 児童クラブ保育料 領収証書	
加入者名	口座番号	納付金額	口座番号	納付者氏名	納付者氏名
市町村コード	通知書番号	確認番号	加入者名	通知書番号	通知書番号
年齢	期別	納付区分	納付金額	納期限	納期限
納期限			円	納付金額	円
本書のとおり通知します。 東松山市会計管理者で 領収日付印 東松山市/コンビニ本部等控					
C V S 等 取 納 用	納付方法名	埼玉県 東松山市 112127	領収日付印	領収日付印	領収日付印
※本書を打消しし複数、バーコードの印字がない場合はバーコードが読み取れない場合、コンビニエンスストア等では購入できません。 埼玉県東松山市 112127 ATMでのお取扱いはできません。取扱代行会社 録印データ この納付済通知書は、直接機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。					

様式第6号(第10条関係)

児童クラブ保育料減免申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所
保護者
氏 名

児童クラブ保育料の減額又は免除を受けたいので、次のとおり申請します。

児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
児童クラブ名及び 児童の小学校名	東松山市立 小学校 第 学年
減免申請額	円
申請理由 (具体的に)	

※備考 減免申請理由を証する書類を添付してください。

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

東松山市長 印

児童クラブ保育料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のありました児童クラブ保育料の減額又は免除については、次のとおり決定しましたので通知いたします。

児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生		
児童クラブ名及び 児童の小学校名	年 月 日生		
東松山市立 小学校 第 学年			
決 定 内 容	本来の保育料	円	
	減額又は免除する額	円	
	徴収月額	円	
	減額又は免除する期間	年 月から	
		年 月まで	

様式第8号(第10条関係)

第 号

年 月 日

様

東松山市長

印

児童クラブ保育料減免申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました児童クラブ保育料の減額又は免除については、次のとおり却下しましたので通知いたします。

児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
児童クラブ名及び 児童の小学校名	東松山市立 小学校 第 学年
却下の理由	
備考	<p>この取扱いについて不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

様式第9号(第12条関係)

指定管理者指定申請書

年　月　日

東松山市長 宛て

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

指定管理者の指定を受けたいので、東松山市放課後児童クラブ条例第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定管理者として指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) その他規則に定める書類

様式第10号（第13条関係）

公の施設の指定管理者指定等通知書

年　月　日

様

東松山市長　印

下記施設について、指定管理者に指定されましたので通知します。

記

1 指定管理者として管理を行う公の施設の名称

2 指定の期間　　年　月　日から　　年　月　日

3 備考

様式第11号(第14条関係)

公の施設の指定管理者指定取消し等通知書

年　月　日

様

東松山市長

印

指定管理者の指定の取消し等について、下記のとおり通知します。

記

指定の取消し等の決定事項

(1) 内容

- ・指定を取り消します。
- ・業務の停止を命じます。

(2) 理由

(3) 指定管理者として管理を行っていた公の施設の名称

(4) 指定取消し日　年　月　日

(5) 業務停止の期間と業務の範囲

年　月　日から　年　月　日

1 この決定に不服がある場合は、この決定を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東松山市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを、東松山市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 2 号の 2（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

様式第 6 号（第 10 条関係）

様式第 7 号（第 10 条関係）

様式第 8 号（第 10 条関係）

様式第 9 号（第 12 条関係）

様式第 10 号（第 13 条関係）

様式第 11 号（第 14 条関係）